

懲戒処分の公表について

「二戸市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、令和５年３月２０日に、地方公務員法に基づいて行った懲戒処分について、下記のとおりお知らせします。

記

職位	年代	性別	処分の種類	処 分 年月日	処分理由
副主幹級	40 代	男性	停職 3 月	R5. 3. 20	信用失墜行為
《 事案の概要 》 ・ 令和４年４月から同年 12 月までの間、勤怠管理システムの不適正処理により 270 千円余りの時間外勤務手当を不正に受給したもの。 ・ 令和４年４月から同年５月にかけて、業務に直接関係のない部署のフォルダにアクセスを繰り返し、保存されていた一部データを故意に消去するなどの行為を行ったもの。 ・ 所属長のコンピュータに不正にログインし、自身の時間外勤務申請の決裁を行うなどの行為を行ったもの。					